



国道4号「特車通行規制(終日)及び歩道通行規制(終日)」 のお知らせ

国道4号奥州市水沢佐倉河～金ヶ崎町西根地内の金ヶ崎大橋において、橋梁補修を行うため、「特車通行規制(幅2.5mを超える車両は通行不可)」及び「歩道通行規制(通行止め)」を終日行います。

通行される皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 規制場所 : 岩手県奥州市水沢佐倉河～胆沢郡金ヶ崎町西根地内
(国道4号 金ヶ崎大橋)
2. 規制内容 : 終日 特車通行規制(幅2.5mを超える車両は通行不可)
歩道通行規制(通行止め)
3. 規制期間 : 自:令和 3年 4月 3日(土) 21時00分から
至:令和 3年12月26日(日) 6時00分まで
4. 工事内容 : 橋梁補修工事
5. 迂回路 : 県道270号線(旧国道4号)等をご利用下さい。
6. その他 : 通行の際は現地交通誘導員の指示に従い通行されるようお願いいたします。

《発表記者会:東北専門記者会、岩手県政記者クラブ》

＜問い合わせ先＞

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

道路管理第一課長 つしま まさのり 對馬 正則 (電話 019-624-3289)

水沢国道維持出張所長 おいかわ しゅんいち 及川 俊一 (電話 0197-24-2187)

国道4号「特車通行規制(終日)及び歩道通行規制(終日)」のお知らせ

国道4号 奥州市水沢佐倉河～金ヶ崎町西根 地内の**金ヶ崎大橋**において橋梁補修を行うため、下記のとおり通行規制「**特車通行規制(幅2.5mを超える車両は通行不可)**」及び「**歩道通行規制(通行止め)**」を終日行います。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。



出典:地理院地図に交通規制箇所等を追記して掲載

規制場所	岩手県奥州市水沢佐倉河～胆沢郡金ヶ崎町西根 地内 (金ヶ崎大橋)
規制内容	終日 特車通行規制(幅2.5mを超える車両は通行不可) 歩道通行規制(通行止め)
規制期間	自:令和 3年 4月 3日(土) 21時00分から 至:令和 3年12月26日(日) 6時00分まで 作業状況・天候等により規制日に変更となる場合があります。
迂回路	県道270号線(旧国道4号)等をご利用ください。
その他	通行の際は現地交通誘導員の指示に従い通行されるようお願いいたします。

★お問合せ先

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所道路管理第一課
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所
日本道路交通情報センター(岩手センター)

TEL (019) 624-3289
TEL (0197) 24-2187
TEL (050) 3369-6603



規制情報は、携帯電話のwebサイト◇東北のみち情報◇からもご覧になれます。

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/>